

静岡県感染症対策専門家会議

第2回 新興感染症等対策検討部会

令和4年1月18日（火）17：30～

(1) 「(仮称) 静岡県感染症管理センター」の設置の検討について

【静岡県の感染症対策の司令塔・拠点施設の設置】

- 司令塔としての具体的な機能や役割の検討
 - ・東京都の取組
 - (他自治体の先進事例との比較)
- 静岡県総合健康センターの利活用(案)の概要
 - ・有事の際の臨時医療施設等の考え方と改修案

(2) 静岡県保健医療計画の中間見直しにおける「感染症対策」について

【医療法に基づく法定計画の中間見直し: 令和3年度末の公表】

- 中間見直しの素案に対する意見と修正案への反映(対応内容)

(3) 静岡県保健医療計画の分野別計画である静岡県感染症予防計画の改定について

【感染症法に基づく法定計画の改定: 令和3年度末の公表】

- 第1回部会での意見等を反映した改定(案)の素案の提示

次回の論点

- 次回において、先進事例の調査結果と本県の想定を比較した資料を提示してまいります。

感染症管理センターの設置に関する業務委託の調査内容

【設置の検討に向けた事例調査】

①他自治体における感染症対策の司令塔となるCDC的な組織の設置状況

- ・ 組織の体制
- ・ 設置目的（平時の機能、有事の役割）
- ・ 医師等の専門家の関与状況
- ・ 運営主体の概要 など

山梨県：山梨県感染症対策センター（山梨県CDC）
福井県：チームふくい
大阪府：大阪コロナ大規模医療・療養センター
兵庫県：新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）
広島県：ひろしまCDC、ひろしま感染症ネットワーク

②都道府県における臨時の医療施設の整備状況

- ・ 位置・規模・用途（平時、感染流行時）
- ・ 整備手法・機能
- ・ 医療人材の確保策等の概要 など

福井県：体育館、少年自然の家の活用
大阪府：大阪コロナ大規模医療・療養センター
兵庫県：医療強化型宿泊療養施設

静岡県総合健康センターの利活用（案）の概要

<利活用素案>

	施設概要	感染症管理センター設置後の利用方法	
		平 時	有 事
1 階	体育館、健康筋力づくり研究室、 <u>栄養実習室</u> 、ホール	体育館、健康筋力づくり研究室、 <u>トレーニングルーム</u> 、ホール	<u>臨時医療施設又はワクチン接種会場、物資搬送拠点など</u>
2 階	トレーニングルーム、 <u>検査室</u> 、図書資料室	<u>東部保健所細菌検査課執務室</u>	同左
3 階	研修室、O A 室	<u>感染症管理センター執務室</u>	同左

- ・ 階ごとにゾーニングして用途を分けし、人の動線、検体搬入の動線を区別
- ・ 平時において、1階のスペースについては、感染症管理センター設置後も現在の用途と同様の使用方法を検討
- ・ ただし、有事の際には閉鎖して、感染対策に必要な用途として使用

静岡県総合健康センター 施設写真



体育館



ホール



研修室

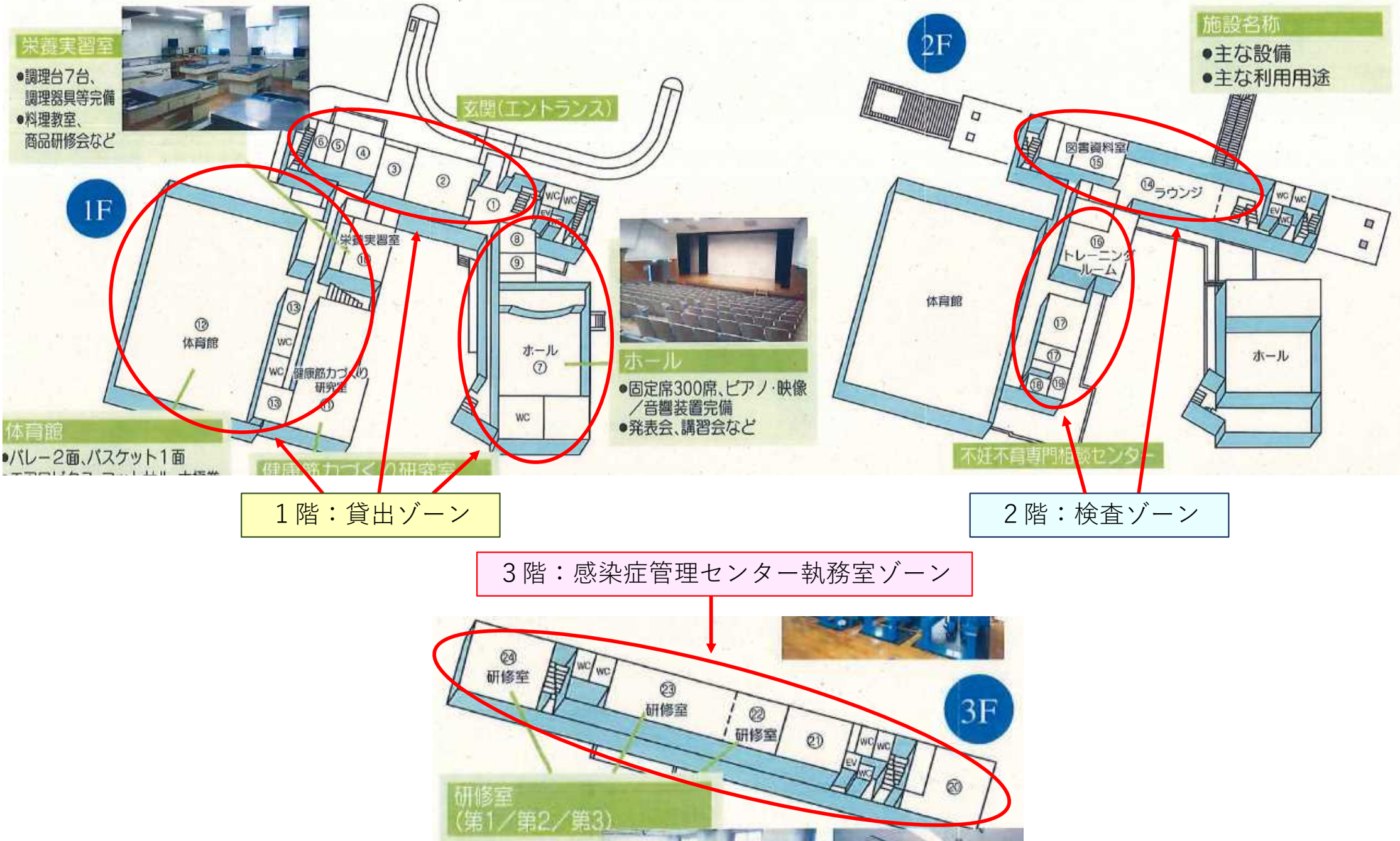


栄養実習室

論点

- 1階の平時における貸出スペースの有事における臨時医療施設などへの利用案について
- 施設の改修に当たって、何か留意すべきことはあるか

静岡県総合健康センターの利活用（案）の概要



<協議事項(2)・(3)>

静岡県保健医療計画の中間見直しと静岡県感染症予防計画の改定

「静岡県保健医療計画」とその分野別計画である「静岡県感染症予防計画」の改定

2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度
------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

○ **医療計画** (医療法に基づき、医療提供体制の確保を図るため、都道府県に策定が義務付けられている法定計画)

第7次静岡県保健医療計画
(3年計画：2015～2017年度)

現行 第8次静岡県保健医療計画
(6年計画：2018～2023年度)

第9次静岡県保健医療計画
(6年計画：2024～2029年度)

本来は令和2年度が中間年であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、見直し期限の延長が国から通知された。

中間見直し
(見直し時期延長：R2⇒R3)

医療法に基づく国の「基本方針」の変更が予定されている

医療法の改正により、**2024年度の医療計画から、「新興感染症等対策」を事業項目に追加する必要がある。**

令和2年度(2020年度)の県医療審議会における中間見直しの延長の協議において、次期医療計画(2024年度～)から新規で記載が必要となる「新興感染症対策」等について、国に先行し、今回の中間見直しにおいて「**現時点で記載できる範囲**」で記載することとなった。

○ **感染症予防計画** (感染症法に基づき、感染症対策の総合的な推進を図るため、都道府県に策定が義務付けられている法定計画)

現行 静岡県感染症・結核予防計画
(平成20年9月改定)

**静岡県感染症予防計画
改定(章立ての追加)**
(令和4年3月公表を目指す)

静岡県感染症予防計画
(全面改定を想定)

感染症法に基づく国の「基本指針」の変更が予定されている

感染症法に基づく国の「基本指針」の変更が示され次第、現行計画を全面改定する。

保健医療計画の中間見直しにおいて、国に先行して記載する「新興感染症対策」等について、現行感染症予防計画に、**新たな章として追加する。**

<協議事項(2)> 静岡県保健医療計画の中間見直しにおける「感染症対策」

(背景・対応の方向性)

今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国においては、医療法を改正し、次期医療計画(2024年度～2029年度)から「**新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項**」について、計画へ位置付け、医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。

県では、国に先行して、**静岡県保健医療計画の中間見直し(2021年度～2023年度)**において、「現時点で記載できる範囲」で「**新興感染症対策**」等について記載することとし、新たな節として、「**新型コロナウイルス感染症対策**」、「**新興・再興感染症対策**」を追加し、これまでの「**感染症対策**」を「**その他の感染症対策**」として修正する。

【追加項目の構成】

第6章 各種疾病対策等

第1節 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 現状と課題

ア 新型コロナウイルス感染症への対応(総論)

イ 本県の現状

(ア) 感染症予防計画

(イ) 新型インフルエンザ等感染症対策

(ウ) 感染症指定医療機関

(エ) 新型コロナウイルス感染症対策

ウ 今般の新型コロナウイルス感染症で表面化した課題(長期的な課題も含む)

(2) 今後の対策

ア 感染拡大に備えて

第2節 新興・再興感染症対策

(1) 次の新興・再興感染症の流行に備えて

ア 平時からの取組

イ 感染拡大時の取組

第3節 その他の感染症対策

(1) 現状

(2) 課題

(3) 対策

専門家会議及び検討部会の委員からの素案に対する意見と修正案への反映

【第1節 新型コロナウイルス感染症対策】

項目	意見	対応内容
(1)イ(イ)	【新型インフルエンザ等感染症対策】 「③情報提供・共有」については、今後は広報・情報発信を加えてもいいのではないかと。	広報・情報発信の取組については、今後の県新型インフルエンザ等対策行動計画の改正を注視しつつ対応していく。
	【新型インフルエンザ等感染症対策】 (修正前) ～の6項目について対策を実施します。 (修正後) ～の6項目について対策を実施し て います。	【新型インフルエンザ等感染症対策】 (修正前) ～の6項目について対策を実施します。 (修正後) ～の6項目について対策を実施し て います。
(1)ウ	【医療機関間の連携と役割分担】 (修正前) 妊産婦や認知症患者、精神疾患を患う患者の受入対応について、～ (修正後) 人工透析患者、 妊産婦、 認知症患者 や精神疾患を患う患者の受入対応について、～	【医療機関間の連携と役割分担】 (修正前) 妊産婦や認知症患者、精神疾患を患う患者の受入対応について、～ (修正後) 人工透析患者、 妊産婦、 認知症患者 や精神疾患を患う患者の受入対応について、～
	【検査体制の強化】 (修正前) 医療機関や登録検査機関におけるPCR検査等の病原体検査の体制を維持・強化していく必要があります。 (修正後) 医療機関や登録検査機関におけるPCR検査等の病原体検査の体制を維持 及び検査精度の確保 を強化していく必要があります。	【検査体制の強化】 (修正前) 医療機関や登録検査機関におけるPCR検査等の病原体検査の体制を維持・強化していく必要があります。 (修正後) 医療機関や登録検査機関におけるPCR検査等の病原体検査の体制の維持 及び検査精度の確保 を強化していく必要があります。
(2)ア	【様々な健康課題への取組】 ※追加 ○感染症患者受入医療機関と人工透析実施施設の役割分担等について、関係機関と連携して協議を行い、人工透析治療が必要な感染症患者の受入体制の確保を図ります。	【様々な健康課題への取組】 ※○の2つめの後に追加 ○感染症患者受入医療機関と人工透析実施施設の役割分担等について、関係機関と連携して協議を行い、人工透析治療が必要な感染症患者の受入体制の確保を図ります。
	【様々な健康課題への取組】 (修正前) 感染妊産婦等への対応について、消防機関関係者、災害時小児周産期リエゾン等との～ (修正後) 感染妊産婦等への対応について、 感染妊婦を早期に把握・迅速に情報共有し、 消防機関関係者、災害時小児周産期リエゾン等との～	【様々な健康課題への取組】 (修正前) 感染妊産婦等への対応について、消防機関関係者、災害時小児周産期リエゾン等との～ (修正後) 感染妊産婦等への対応について、 感染妊婦を早期に把握・迅速に情報共有し、 消防機関関係者、災害時小児周産期リエゾン等との～

専門家会議及び検討部会の委員からの素案に対する意見と修正案への反映

【第2節 新興・再興感染症対策】

項目	意見	対応内容
(1) ア	<p>【司令塔機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時の取組について、いくつかの疾患を想定した措置訓練や住民向けの公開講座なども入れておくと良いのではないかと。 (修正前) 感染症に関する研修、検査、相談業務等、県内の～ (修正後) 感染症に関する研修、検査、<u>情報発信、疫学解析</u>、相談業務等、県内の～ <p>・研究・開発といったところについて、発展性のある計画という所を見据えて付け加えてはどうか。</p>	<p>【司令塔機能】</p> <p>(修正前) 感染症に関する研修、検査、相談業務等、県内の感染症対策の拠点となる～</p> <p>(修正後) 感染症に関する研修 <u>(住民向けの公開講座を含む)</u>、検査、<u>情報発信、疫学解析</u>、相談業務等、県内の感染症対策の拠点となる～</p> <p>(追加)</p> <p><u>○国立遺伝学研究所などの研究機関等との連携により、感染症に関する研究や医療資機材・ワクチン等の開発に関する情報を迅速に共有します。</u></p> <p><u>○新しい感染症や再流行の感染症の感染拡大時に機動的に対応するための訓練を定期的実施します。</u></p>
	<p>【情報収集と発信の強化】</p> <p>(修正前) 様々な感染症の発生動向に関する～</p> <p>(修正後) 様々な感染症の発生動向 <u>や感染症診療や対策 (抗菌薬使用量や手指衛生実施率)</u> に関する～</p> <p>(修正前) 様々な感染症の発生動向に関する調査・分析の機能を強化し、県民への～</p> <p>(修正後) 様々な感染症の発生動向に関する調査・分析の機能 <u>(現：感染症情報センター機能)</u> を強化し、<u>早期流行予測</u>や県民への～</p> <p>(修正前) 様々な感染症の発生動向に関する調査・分析の機能を強化し、県民への感染症に関する～</p> <p>(修正後) 様々な感染症の発生動向に関する調査・分析の機能を強化し、県民 <u>(外国人を含む)</u> への感染症に関する～</p>	<p>【情報収集と発信の強化】</p> <p>(修正前) 様々な感染症の発生動向に関する調査・分析の機能を強化し、県民への感染症に関する情報発信に活用し、県民の感染症に対する知識や対応力の向上に努めます。</p> <p>(修正後) 様々な感染症の発生動向、<u>感染症診療や対策 (抗菌剤使用量や手指衛生実施率)</u> に関する調査・分析の機能 <u>(現：感染症情報センター機能)</u> を強化し、<u>早期流行予測</u>や県民 <u>(外国人を含む)</u> への感染症に関する情報発信に活用し、県民の感染症に対する知識や対応力の向上に努めます。</p>
	<p>【感染防護具の備蓄】 ※○の3つめの後に追加</p> <p><u>○抗生物質やワクチンなどの薬剤供給が不安定になった際には医療機関に情報を提供するとともに対応策についても推奨していきます。</u></p>	<p>【感染防護具の備蓄】 ※○の3つめの後に追加</p> <p><u>○抗生物質やワクチンなどの薬剤供給が不安定になった際には医療機関に情報を提供するとともに対応策についても推奨していきます。</u></p>
	<p>【検査体制の強化】</p> <p>(修正前) 医療機関におけるPCR検査等病原体検査の体制の整備の～</p> <p>(修正後) <u>新興感染症の検査方法を速やかに構築するとともに、医療機関や保健所細菌検査課</u>における病原体検査の体制の整備の～</p>	<p>【検査体制の強化】</p> <p>(修正前) 医療機関におけるPCR検査等病原体検査の体制の整備の～</p> <p>(修正後) <u>新興感染症の検査方法を速やかに構築するとともに、医療機関や保健所細菌検査課</u>における病原体検査の体制の整備の～</p>

専門家会議及び検討部会の委員からの素案に対する意見と修正案への反映

【第3節 その他の感染症対策】

項目	意見	対応内容
(2)	(修正前) 抗生物質 ・抗菌薬などの～ (修正後) 抗菌薬などの～	(修正前) 抗生物質 ・抗菌薬などの～ (修正後) 抗菌薬などの～
(3)	・薬剤耐性に関する抗菌薬の適正使用に対する啓発が県民向けとされているが、それ以前に、病院に勤務をしているナース、検査技師、薬剤師など通常感染の専門的な教育を受けていない方への啓発や教育研修の強化について取り入れられたらどうか。 (修正前) 県民に対して、抗菌薬の適正使用に関する正しい知識の・・・ (修正後) 医療機関、獣医事領域機関及び 県民に対して、抗菌薬の適正使用に関する正しい知識の・・・	(修正前) 県民に対して、抗菌薬の適正使用に関する正しい知識の継続的な普及啓発を図ります。 (修正後) 医療・獣医療等関係機関及び 県民に対して、抗菌薬の適正使用に関する正しい知識の継続的な普及啓発を図ります。
(2)	・今回の対策はかなり新型コロナに特化して作られていると思うが、その他の感染症について、麻しんとか風しんのワクチン接種の問題等、もう少し膨らませていただきたい。	いただいた意見については今後2年以内に国の指針改正に合わせて感染症予防計画の全面改定を行い、それに基づき保健医療計画の大幅な見直しを予定していることから、その際に検討していく。
(3)	・動物由来感染症対策を加えてはいかがか。	
	・疾病対策ではないが、新興の食中毒菌に関する取組について、所管課(衛生課)の意見を加えてはいかがか。	

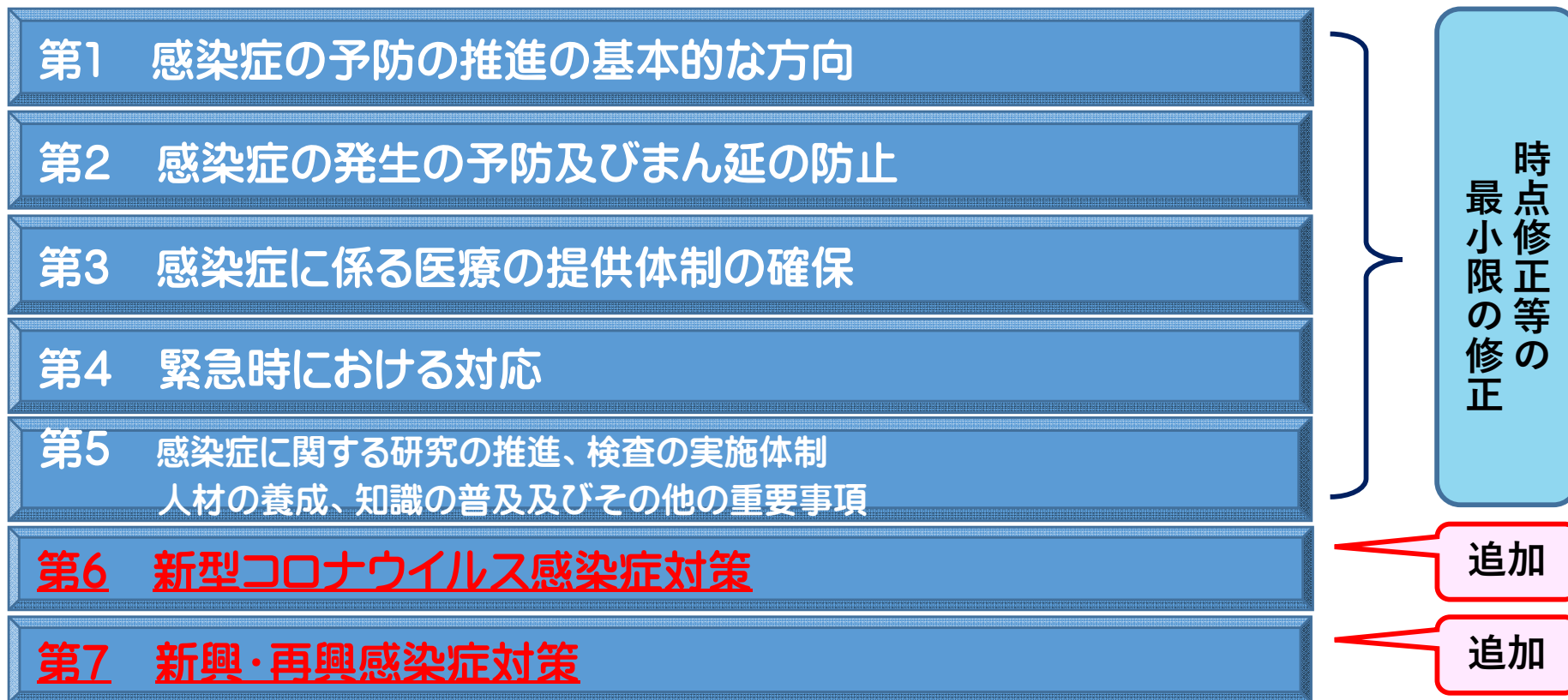
今後の予定

- 「保健医療計画（中間見直し）」全体について、パブリックコメント（県民意見提出手続：募集期間1/27まで）を実施中であり、本日、委員の皆様から追加でいただいた御意見と、パブコメによる県民の皆様からの御意見を反映した最終（案）を、次回部会において提示します。

<協議事項(3)> 静岡県感染症予防計画の改定

- **2年以内に全面改正が想定**されるため、今回の改定に当たっては、保健医療計画に追加した項目そのものを、現行の感染症予防計画に、**新たな章として追加することで対応**する。

【改定(案)後の計画の構成】



今後の予定

- 今回お示しした「素案」について、改めて書面により意見照会をさせていただきます。次回部会において、いただいた御意見の対応一覧と「修正案」を提示します。